

2009 年度版 JSAF 保険制度

[1] メンバー保険

年会費を納めた J S A F の会員は全員加入しております。

補償範囲：

J S A F および加盟団体、特別加盟団体の主催、共同主催、公認する競技会(レース)、行事、活動およびそのための合宿、練習などに参加中の事故による死亡、後遺症に対して最高1000万円まで補償されます。この保険は、国内、海外に限らず補償されておりますが、**怪我による入院、通院の費用は補償されておられません。**また、大会会場や活動場所までの間の曳航中や移動中は往復途上のため対象外となります。

保険料：

- ①600円程度／1人、(年間の稼働人員の実績にもとづいて変動します)
- ②実際に活動した会員の数を毎月保険会社に報告することにより、非活動会員のリスクを排除することで、実質的に保険料が大幅に安くなっております。
- ③2009年度見込み 保険料 4,146,000円～4,975,200円(3月で精算)
 - ・2008年度実績 保険料 5,044,300円
 - ・2007年度実績 保険料 5,046,400円

[2] スポーツ安全保険(セーラーズ保険)

この保険は、文部科学省に認可された営利を目的としない公益法人の「財団法人スポーツ安全協会」が元受けの「スポーツ安全保険」です。現在約1000万人の加入者に支えられている最もコストパフォーマンスの高い(小さな掛け金、大きな補償)保険なので J S A F 会員の皆様の加入をお勧めいたします。しかし保険料を安く押えるために、加入申込、保険料の払込み、被保険者の管理、保険金の請求、保険金支払に至るまでの事務処理が極端に簡素化されております。

基本的に、5名以上のグループをつくり、その代表者が加入の申込と保険料を一括してとりまとめ、財団法人スポーツ安全協会の各支部(都道府県別)の指定口座宛に保険料を払込むことになっております。保険証券の発行はありません。自動更新もできません。約款も個々の加入者には送られません。加入者が1000万人もいますので、コストの面からも、物理的な事務処理の面からも、個々の加入者ごとの対応はしておりません。また事故発生の場合、加入者かどうかの確認は、団体の代表が取りまとめるときに、「**スポーツ安全保険加入依頼書**」に添付した「**団体会員名簿**」が全てであり、この名簿の作成および管理が極めて重要となります。

この保険の加入申込の受付、保険料の取りまとめ、スポーツ安全協会への払込、事故の際の報告など、必要な事務処理につきましては、加盟団体(県連及び外洋)、特別加盟団体の各事務局にお願いしてありますが、受入の体制がとられていない団体もありますので、加入に際し、所属団体に確認をとる必要があります。

補償範囲：

- ①国内での J S A F 会員活動中の事故(セーリング中および往復途上、宿泊を含め旅行の全行程を含む)を補償します。活動する艇は会員が自主的に選定した艇であれば登録艇、非登録艇に関わらず補償されます。

保険料	1600円（1名、年間）
死亡、後遺症	死亡2000万円、 後遺症3000万円
傷害 （1日目から）	入院4000円／1日 通院1500円／1日
対人賠償	1億円限度／1人
対物賠償	身体財物合算 1事故5億円限度
共済見舞金	突然死180万円
保険会社	国内損保10社（東京海上日動主幹事）
窓口	財団法人スポーツ安全協会

②艇のオーナーの場合、賠償責任は風を原動力とするレース中のみ補償されます。

③クルーの場合は操船中のオーナーに対する賠償責任は補償されません。

保険料：スポーツ安全協会に支払う保険料 1600円／1人。

スポーツ安全協会に払い込む保険料は1600円／1名・年間ですが、予めこの保険の申込手続きのとりまとめを認めた**各団体事務局で定めた金額（保険料＋振込み手数料＋事務処理費用）**が実際に加入者が負担する金額となります。

振込手数料については郵便振替口座が利用できますので、全国どこでも3万円未満120円、3万円以上330円（通常払い込み）です。

各団体事務局は、振込手数料を含めて加入者から送金してもらい、一括してスポーツ安全協会の各支部（都道府県別）の指定口座宛に保険料を払い込むことになります。

自動継続の手続きはありませんので、翌年からは団体事務局宛に継続または解約の連絡をいれ、継続の場合は、上記の手続きにしたがい必要な金額を団体事務局の指定郵便振替口座宛に払い込む（事務局での処理時間を考慮して毎年3月15日ごろまでに送金するのがよい）。

保険期間：

団体事務局が保険料を取りまとめ、一括してスポーツ安全協会支部（都道府県別）の口座に振込んだ翌日から翌年3月31日まで。（**加入の時期にかかわらず、保険の期限は3月31日です**）。

申込手続き：

- ①会員は所属団体の事務局宛に申込み（各団体の事務局で定めた手続きによる）
- ②最寄の郵便局の窓口から、指定の振込依頼書（各団体事務局が用意する）に必要事項を記入し、予め各事務局で定めた金額（**保険料＋振込み手数料＋事務処理費用**）を団体事務局の指定郵便振替口座宛に送金する。
- ③その際、指定の振込依頼書の通信欄に、**年齢、性別を記入する**。また各団体で使っている**会員管理番号**があればそれも記入する。
- ④団体事務局で保険料を取りまとめ、一括してスポーツ安全協会担当支部（都道府県）の指定口座に払込が完了し、保険会社で入金確認されると、その翌日から翌年の3月31日までの契約となります。したがって、各年度3月31日にスポーツ安全協会の担当各

支部（都道府県）の指定口座に送金すれば、翌日の4月1日～翌年の3月31日までの契約となります。万一、送金が4月1日以降になりますと、その翌日から翌年の3月31日までの契約期間となります。その場合、**送金が遅れた日数分だけ契約期間のロスが出ますのでご注意ください。**

保険金請求手続き：

事故発生の場合は、各団体事務局を通して、パンフレットに記載されているスポーツ安全協会の担当支部（都道府県別）へ事故報告し、所定の書式を使って保険金の請求手続きをします。

＊事故の場合の保険金請求手続上の留意点

- ・各団体事務局が請求窓口となる。したがって、事故が起きた場合、出来るだけ早く各団体事務局に状況を報告する。
- ・申請は**事故の日から30日以内**で、**1日以上**の治療日数が必要です。
- ・賠償責任を負う恐れのある事故を起こしたときには、直ちに連絡し、ものの損傷については事故の状況が把握できるよう現場写真などをとっておく。示談に際しては、事前に連絡する。

問合わせ先：

〒105-0001 港区虎ノ門1-12-1

「財団法人スポーツ安全協会」

Tel：03-5510-0022

Fax：03-5510-0020

URL：<http://www.sportsanzen.org>

または、各県体育協会内にある「財団法人スポーツ安全協会」都道府県支部

[3] 主催者賠償責任保険、総合賠償責任保険

- 主催者賠償責任保険 外洋加盟団体の統括する外洋艇レース対象
- 総合賠償責任保険 旧JYAのディンギーレース活動対象

現在、旧N側（外洋系）の「主催者賠償責任保険」と旧J側（ディンギー系）の「総合賠償責任保険」の2本立てになっており、今後一本化することが検討課題となっているが、次の3つの問題があり実現していない。

- (イ) 非管理海面（オフショアレース）、管理海面（インショアレース）との問題
- (ロ) 機関あり(外洋艇)、機関なし（ディンギー）との問題
- (ハ) 事故の際のリスクの大（オフショアレース）小（インショアレース）の問題

したがって、2009年度は現行の保険（旧N側は「主催者賠償責任保険」、旧J側は「総合賠償責任保険」）をそれぞれ継続致します。

(1) 主催者賠償責任保険（旧N）

2002年度（2003.3.31）までは、年度末にその年度に行われたレース名、開催時期、参加艇数について実績報告を提出していただきましたが、参加艇数の把握については毎年変動があり、各外洋加盟団体事務局の事務負担も大きく、また正確性に欠ける面もあり、2003年度からは参加艇数の報告は不要となりました。その代わりに、各外洋加盟団体事務局からは、今年度（2006年）の各レース本数（シリーズレースの場合はレースごとに1本と数えます）を報告していただき、このレース本数の総数を基礎として、次年度の保険料を算定することになりました。

しかし、2007年1月1日付けで、引受保険会社の東京海上日動で賠償責任保険の内容が改訂されたため2007年度から保険料が改定されました。当連盟からは補償内容及び保険料について大幅な変更のないよう条件を出しました。その結果、保険料算定の基礎を**1日あたりの参加艇数の年間合計数**とすることで引受けていただくこととなりました。年平均参加艇数については、当連盟で作成することとし、過去10年間（1993年4月～2003年3月）のデータを基礎とし各外洋加盟団体の平均年間の総数2,100艇といたしました。この2,100艇が最近のレースの開催実態に合っているかどうかの検証が必要となりますので、2008年2月より3月末にかけて、各外洋加盟団体に対し、2007年1月～12月の1年間に実施されたレースについて、レース名、レース本数、レース日数、エントリー艇数の実績報告をお願いいたしました。結果は辞退を表明した4団体を除き、12団体の参加艇数の合計は1,821艇でした。また、2008年1月から12月に実施されたレースの参加艇数の合計は11団体（4団体は辞退、1団体はレース実績が0のため不担保）で2,085艇となりました。

また、捜索救助費用の特約については、NORC時代からの「外洋ヨット保険」団体扱いと見合いのもとに適用されておりましたが、2001年度（2002年3月1日満期）を以って「外洋ヨット保険」の団体扱いを終了したため、主催者賠償責任保険の特約条項としての引受けができなくなりました。さらに2005年に新設したレースの都度スポットで契約できる「国内旅行総合保険（捜索救助プラン）」も廃止となりました。

「コミッティ傷害保険」については、引受け保険会社が東京海上日動から三井住友海上に変更となりました。（引受代理店は変わりません）

補償範囲：

基本部分と特約部分で構成されております。

主催者賠償責任保険=①基本部分+②特約部分

特約部分=(イ)初期対応費用+(ロ)訴訟対応費用+(ハ)保険料不精算特約

①基本部分：

日本国内における外洋ヨットのレース主催者（共同主催を含む）としての運営上の過失により、レース参加者などの第三者の身体・生命を害したときや、第三者の財物を損壊した事により、JSAFが負担すべきとされる法律上の賠償損害に対して、損害賠償金および訴訟費用を補償する。（国内提訴のみ）

②特約部分：

(イ) 初期対応費用担保特約

責任の有無が十分に判明しない初期の段階であっても社会通念上妥当と思われる費用を補償する。（取り片付け費用、見舞金等）

(ロ) 訴訟対応費用担保特約

応訴のために合理的に必要な被保険者の内部的等な費用を補償する。（臨時雇用費用・事故の再現実験費用等）

(ハ) 保険料不精算特約

昨年の実績数字に基づき確定保険料を前もって決め、保険期間満了時の確定精算を省略する。

*** 搜索救助費用の特約は外れました。**

てん補限度額：

①対人賠償	1名あたり	3,000万円
	1事故あたり	3億円
対物賠償	1事故あたり	3億円
②初期対応費用	1事故あたり	500万円
③訴訟対応費用	1事故あたり	2,000万円
* ①～③のについて、免責 0		

保険期間：平成21年4月1日～平成22年4月1日 午後4時まで

契約方法：

<お申込み時>

申込書・年間主催レース予定表・外洋加盟団体事業所リストを提出し、前年1月～12月までの外洋加盟団体が主催または共同主催したレースの本数を保険料算出の基礎とし確定した保険料の初回分を保険始期までに払込む。

<満期時>

満期時に確定精算はしない。（保険料不精算特約付）

合計保険料：1,038,000円（平成21年度）

* 保険料算出基礎 主催・共同主催レース実績参加艇数：2,085艇
（平成20年1月1日～平成20年12月31日）

(内訳)

対人賠償	712,440円
対物賠償	86,040円
初期対応費用	159,720円
訴訟対応費用	79,800円

(2008年度実績 906,600円)

(2007年度実績 1,045,440円)

(2) 総合賠償責任保険 (旧 J)

旧 J Y A から継続している保険で、大会を運営する組織ならびに指導者に対する賠償責任を問われた場合に補償される保険です。加盟団体 (外洋 15 加盟団体を除く)、および特別加盟団体をはじめ、それに携わる指導者全員の加入を義務づけるものとして実施しており、全国指導体制の確立を図るものであります。 体育・スポーツと競技・練習中の人、あるいは観客などが、体育施設の欠陥、行事の運営ミス、練習指導ミスが原因となって負傷したり、死亡した場合には、施設の管理者、行事運営者、指導者は、被害者に対し民法上あるいは国家賠償法による賠償責任を負うこととなります。

このような場合に、JSAF、加盟団体 (外洋 15 加盟団体を除く)、および特別加盟団体、JSAF 登録指導者が主催する各行事、ならびに指導中の事故に対する関係者の賠償責任を総合的に補償しようとするものであります。

この場合の登録指導者とは、**JSAF の会員で、その所属団体が「指導者」として認め、所定の加入申込書に記載されている者**をいう。

補償範囲：

- ① J S A F 本部、加盟団体 (外洋 15 加盟団体を除く)、特別加盟団体、J S A F 登録指導者が主催する各行事ならびに指導中の事故に対して、関係者の民法や国家賠償法上の賠償責任を補償する。
- ② 登録指導者が指導中に発生した事故に対する加盟団体 (外洋 15 加盟団体を除く)、特別加盟団体ならびにその登録指導者に対する賠償責任。
登録指導者とは、**J S A F 会員で、その所属団体が指導者として認め所定の加入申込書に記載されている者**。
- ③ 賠償責任は賠償金、訴訟対応費用、弁護士費用なども補償する。
- ④ 被保険者相互間の事故に起因する損害については、次の場合を除いて補償する。
 - ・ 被保険連盟間の責任
 - ・ 登録指導者が連盟に与えた損害
 - ・ 登録指導者が被保険連盟主催行事において、主催者側として参加中に被保険連盟が当該登録指導者に与えた損害

補償金額 (てん補限度額)：

① 対人事故	被害者 1 名あたり	7 0 0 0 万円	1 事故	2 億円
② 対物事故			1 事故	1 億円

ただし、1年間の補償金額は、対人、対物それぞれ毎に2億円が限度となります。
また1事故について5,000円は免責（自己負担）となります。

保険料：

788,640円/年（2009年度保険料）

757,480円/年（2008年度保険料）

752,320円/年（2007年度保険料）

①団体保険料負担金（A級団体、B級団体の2種）

A級団体（100人以上）：10,000円/年

B級団体（100人以下）：5,000円/年

*A・B種別の区分は、年度毎に基準を定め事務局が認定します。

②指導者保険料負担金

指導者1名につき500円

*加盟団体（外洋15加盟団体を除く）が負担する保険料は、①+②×指導者人数

*2007年度実績（2009年度の保険料算定基準）

・行事参加人数 23,445名

・登録指導者数 742名

*2006年度実績（2008年度の保険料算定基準）

・行事参加人数 22,937名

・登録指導者数 692名

*2005年度実績（2007年度の保険料算定基準）

・行事参加人数 22,532名

・登録指導者数 699名

保険期限： 毎年4月1日より翌年4月1日まで

契約手続き：

保険会社との契約はJSAFが一括して行います。

加入方法：

①所定用紙の「日本セーリング連盟総合賠償責任保険加入台帳(様式1)」を使用し、コピーして日本JSAF本部事務局宛てに送付します。追って後日追加申し込みの場合は、所定の台帳に累進記入して、累進した頁のコピーを送付して加入の手続きとします。

②行事台帳の備え付

各加盟団体、特別加盟団体は、JSAF、各加盟団体および特別加盟団体が主催・共同主催もしくは後援して行う行事台帳を備え、行事内容（名称、期間、参加人員）を記録し、毎年12月31日をもって台帳をコピーし、その年度の行事開催状況報告を翌年1月20日までにJSAF本部事務局宛てに提出するものとします。「指定根票年度行事記録台帳（様式2）」

保険料の払込み：

加入申込台帳の記入欄に必要事項を記載し確認の上、次の JSAF 指定の銀行口座に振り込むものとする。

みずほ銀行 渋谷支店 普通 250135 財団法人日本セーリング連盟

*次のような場合は、保険金は支払われません。

- ①関係者の故意
- ②地震、洪水、津波などの天災
- ③関係者と第三者との間に、損害賠償に関し特約がある場合において、その特約により加重された賠償責任
- ④関係者間、関係者と同居の親族に対する賠償責任
- ⑤航空機、自動車、または施設（行事・会場）外による賠償責任

なお、体育・施設・スポーツ活動中の事故については、被害者自身の過失のあるものや不可抗力のあるものも多いため、示談に際しては事前に保険会社と十分に相談する必要があります。 万一、賠償責任を負う恐れのある事故が発生したときは、直ちに JSAF 事務局宛に、次の事項を連絡する。

- ・ 事故の発生日
- ・ 事故の発生場所
- ・ 被害者の氏名・年齢・職業
- ・ 事故の原因と状況
- ・ 損害の程度

[4] その他（レース実行委員会が手配する保険）

(1) コミッティ傷害保険（国内旅行傷害保険）

この保険は、国内旅行総合保険で、外洋レースの運営者（レースコミッティ）がレースを運営する期間中、陸上、海上を含む開催地において、運営者自身に発生した身体障害事故に対して補償される。レース運営のために自宅を出てから、レース運営を終了し自宅に戻るまでの間も補償される。

補償範囲：

- ①レースを運営する期間中の運営者自身に発生した身体傷害事故（レース開催地までの往復途上、陸上、海上の運営場所を含む）
- ②死亡、後遺障害 3000 万円／1 人、入院 6000 円／1 日、通院 4000 円／1 日。

保険金および保険料

保険金額 1 名／保険期間	3 泊 4 日迄	6 泊 7 日迄	13 泊 14 日迄
死亡・後遺傷害 30,000 千円	441 円	540 円	741 円
入院日額 6,000 千円	82 円	94 円	142 円
通院日額 4,000 千円	237 円	274 円	382 円
合計	760 円	908 円	1,265 円

申込方法

1. 下記の三井住友海上代理店（取扱代理店）宛にレース日程、人数を通知し、保険会社指定の契約書類（「申込書」「被保険者明細書」）を取り寄せる。

（レースコミッティ人数（被保険者人数）が6名以下の場合は全員のご署名及びご捺印が必要となります）

2. 上記（1.）の書類にコミッティ参加者全員の氏名、性別、年齢など必要事項を記入し、申込日（レースの前日）がリミット）までに、下記の三井住友海上代理店（取扱代理店）宛に送付し、必要な保険料を代理店の指定口座に振込む。

○申込窓口「三井住友海上代理店」

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-7 辰巳ビル5F

東南興産株式会社 東京事業部

TEL:03-3265-5531 FAX:03-3265-5535

E-mail:nagaotn@tatsumi-cs.co.jp

振込先銀行:三菱東京UFJ銀行 神保町支店 普通預金 2082083

口座名義:東南興産株式会社

（2）国内旅行総合保険（搜索救助プラン）

*2008年度より傷害保険の改訂により、海上での搜索救助につきましては国内旅行傷害保険の特約が不可となりました。

「ヨット・モーターボート総合保険」でのみ付保が可能となります。

[5] 外洋ヨット保険（ヨット・モーターボート総合保険）

艇のオーナーが任意加入する「ヨット・モーターボート総合保険」です。

現在、東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜損保、三井住友海上などの各社がこの保険を販売している。

種類：

①レーサープラン

国内の全ヨットレースを補償する。

②クルーザープラン

ヨットレースを補償しないプラン

レースをしない艇の場合の割安なプランで船体・マスト共にレース中の補償はない。

レース中の船体・マスト以外の事故は補償される。

補償範囲：主なものは

- ・船体保険（船体部分、マスト部分）
- ・賠償責任保険
- ・搭乗者傷害保険
- ・搜索救助費用保険

*詳しい補償範囲、保険金額、保険料については各社のパンフレットを参照して下さい。
この種の保険は各保険会社が独自に商品開発をしており、加入については各艇のオーナーの判断とします。

[6] プレジャーボート総合保険 (PB 総合保険)

漁船損害等補償法に基づいて1999年10月に発売された新種の保険で、保険会社ではなく、全国51ヶ所にある漁船保険組合が引受ける制度保険である。主として漁港を利用するプレジャーボートを対象として引受を開始した。この保険は漁船保険が引受けるプレジャーボート・オーナーのための賠償責任保険であるPB責任保険に、東京海上日動が引受ける船体保険や搭乗者傷害保険をセットし総合的な補償を可能にした保険である。したがって、漁船保険が引受けるPB責任保険と東京海上日動が引受けるPB責任保険ワイド、PB船体保険、PB搭乗者傷害保険で構成されている。

- ・PB責任保険

- ・PB責任保険ワイド

船骸撤去費用、水面清掃費用、捜索救助費用、他船の私物損害、落水者に対する賠償責任
陸上保管中の賠償責任

- ・PB船体保険

- ・PB搭乗者傷害保険

詳しい補償内容などについての問合せ先は次の通りである。

5トン未満のPB責任保険は 漁船保険組合 <http://www.ghc.or.jp/>

5トン以上 東京海上日動保険株式会社 船舶営業部

以上